

発委第 5 号

日出町議会委員会条例の一部改正について

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 28 日 提 出

提出者 議会運営委員会
委員長 森 昭 人

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例

日出町議会委員会条例（昭和 51 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 補則（第 27 条）」を「第 6 章 委員会開会の特例（第 27 条）
第 7 章 補則（第 28 条）」に改める。

第 27 条を第 28 条とする。

第 6 章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 委員会開会の特例

（委員会開会の特例）

第 27 条 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害等の発生等により委員が委員会の開会場所への参集が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

- 2 前項の規定により開会する委員会において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得た委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 第1項の規定により開会される委員会は、秘密会とすることができない。
- 5 第1項の規定により開会される委員会において、第18条（出席説明の要求）の規定により説明のため出席を求められた者は、あらかじめ議長にオンラインによる出席を届け出ることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。